





官 報 (号 外)

○議長（倉田寛之君）　日程第六　独立行政法人医薬基盤研究所法案（内閣提出）を議題といたします。

○議長（倉田寛之君） これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○国井正幸君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過に吉良と申報告申上さうます。

「通と結果を従事告申し」と記す  
本法律案は、医薬品等の開発に係る基盤の整備  
を図るとともに、規制と振興の分離の観点から、  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の研究開発  
振興業務を移管するため、独立行政法人医薬基盤  
研究所を設立することとし、その名称、目的、業  
務の範囲等に関する事項を定めようとするもので  
あります。

関する研究開発を総合的に進める必要性、ヒト遺伝子等の個人情報の保護の在り方、新法人の理事長選任の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これにて休憩いたしました。  
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

賛成　反対　よつて、本案は可決されました。（拍手）

二十二百五十八

午前十時十七分休憩

出席者は左のとおり

議長 倉田 寛之君  
副議長 本岡 招次君

臨邑縣志

太君  
福本潤一君

遠山清彦君

山本 正和君

小泉顯雄君

卷之三

渡辺	松	あきら君	阿南	山崎	一成君
鶴岡	日笠	勝之君	木庭健太郎君	狩野	直君
浜四津敏子君	佐藤	泰三君	佐藤	安君	
洋君	月原	茂皓君	扇	千景君	
鶴岡	森元	恒雄君	月原	茂皓君	
洋君	世耕	弘成君	森元	恒雄君	
	山下	英利君	山下	英利君	
	福島啓史郎君		福島啓史郎君		
	椎名	一保君			
	大仁田	厚君			
	有馬	朗人君			
	小林	温君			
	吉田	博美君			
	中原	爽君			
	北岡	秀二君			
	橋本	聖子君			
	中島	真人君			
	市川	一朗君			
	保坂	三藏君			
	小野	清子君			
	片山虎之助君				
閑谷	勝嗣君				

山本	保君	大野つや子君	魚住裕一郎君
国井	正幸君	山本	一太君
森本	晃司君	山口那津男君	泉信也君
山崎	正昭君	草川	訓弘君
統	昭三君	大島	慶久君
野沢	太三君	中島	啓雄君
大島	慶久君	荒井	正吾君
藤井	基之君	野上浩太郎君	加治屋義人君
松山	政司君	小斎平敏文君	亀井郁夫君
金田	勝年君	景山俊太郎君	溝手顕正君
谷川	秀善君	三浦	一水君
阿部	正俊君	宮崎	秀樹君
清水	達雄君	宮崎	秀久君
若林	正俊君	清水嘉与子君	

勝木	築瀬	松岡滿壽男君	青木	黒岩	松田	岩夫君
西岡	谷	武夫大君	幹雄君	宇洋君	愛知	西川きよし君
	堀	健司君	伊達忠一君	光英君	治郎君	
	小川	敏夫君	武見敬三君	政二君	鈴木政二	岩城
	直鳴	正行君	太田秋次君	吉宏君	西田芳正君	伊達忠一君
	郡司	利和君	竹山裕君	林芳正君	林芳正君	伊達忠一君
	藤原	彰君	陣内孝雄君	太田秋次君	太田秋次君	伊達忠一君
	神本	美恵子君	若林秀樹君	吉宏君	吉宏君	伊達忠一君
	中島	章夫君	辻泰弘君	吉宏君	吉宏君	伊達忠一君
	松井	孝治君	斎藤十朗君	吉宏君	吉宏君	伊達忠一君
	藤原	正司君	榛葉賀津也君	吉宏君	吉宏君	伊達忠一君
			昭子君	吉宏君	吉宏君	伊達忠一君
				吉宏君	吉宏君	伊達忠一君
					吉宏君	伊達忠一君

佐々木知子君	高橋紀世子君	久世 公堯君
中村 敦夫君	柏村 武昭君	森田 次夫君
岸 宏一君	常田 享詳君	河本 英典君
松村 龍二君	野間 赶君	野間 赶君
南野知恵子君	桜井 新君	桜井 新君
眞鍋 賢二君	岩本 司君	岩本 司君
沓掛 哲男君	ジルネン マルチ君	大塚 達男君
平野 隆治君	佐藤 雄平君	高橋 千秋君
森 ゆうこ君	佐藤 幸子君	海野 徹君
川橋 幸子君	佐藤 道夫君	佐藤 大渕
岡崎トミ子君	絹子君	平田 健二君
広中和歌子君	元君	小林 元君



官 報 (号 外)

サイバー犯罪に関する条約の締結について承認

児童の売買、児童買春及び児童ボルノに関する  
児童の権利に関する条約の選択議定書の締結に  
ついて承認を求めるの件(閣案第一三号)

## 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改

環境委員会に付託

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する

内日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(櫻)

日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の

## 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

## 基盤整備機構法の一部を改正する法律案

## 法律の一部を改正する法律案

した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の

## 一部を改正する法律

## 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業 油澤損害賠償保障法の一部を改正する法律

## 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する 基盤整備機構法の一部を改正する法律

## 法律の一部を改正する法律 十五日議長において、次のとおり常任委員の辞

庄を許可し、その補欠を指名した。

野沢 太三君 有村 治子君 辞任 補欠

國會法第十四項第二款の規定によるもの

佐藤 雄平君

内藤 谷林 正昭君  
正光君 小川 岩本 勝也君  
司君

法務委員  
辭任  
補欠

小野 清子君  
木庭健太郎君  
松山 政司君  
浜四津敏子君

外交防衛委員  
辭任  
補欠

岩本司君  
秀樹君  
谷林正昭君  
若林哲郎君  
福山

財政金融委員  
辯任

野上浩太郎君 加藤 紀文君

池田 鞍幸君  
辰美君  
西山登紀子君  
大門実紀史君

## 議長の報告事項

## 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)審査報告書

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二三号)審査報告書

独立行政法人医薬基盤研究所法案(閣法第九五号)審査報告書

一、費用  
別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会行政法人医薬基盤研究所法案(閣法第九五号)審査報告書

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年四月十五日  
外交防衛委員長 山本 一太  
参議院議長 倉田 寛之殿

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年四月十五日  
外交防衛委員長 山本 一太  
参議院議長 倉田 寛之殿

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会行政法人医薬基盤研究所法案(閣法第九五号)審査報告書

国領バージン諸島、グアム、合衆国領サモア及び北マリアナ諸島をいう。

(c) 「国民」とは、日本国については、日本国の国籍に關する法律にいう日本国民をいい、合衆国については、移民国籍法(その改正を含む)第一百一条に定義された合衆国の国民をいう。

(d) 「法令」とは、日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国医療保険制度に關する日本国法律及び規則をいふ、合衆国については、次条2に掲げる合衆国法律及び規則をいう。

ただし、法令には、一方の締約国と第三国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会行政法人医薬基盤研究所法案(閣法第九五号)審査報告書

の期間をいい、合衆国については、合衆国の法令により加入四半期として付与される期間又は合衆国の法令による給付を受ける権利を確立するため用いることができる同等の期間をいう。

(h) 「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令に定める給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、各々の締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条  
この協定は、

1 日本国については、

2 次の日本国年金制度について適用する。

(a) 次の日本国年金制度について適用する。

(i) 国民年金(国民年金基金を除く。)

(ii) 厚生年金保険(厚生年金基金を除く。)

(iii) 國家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金(地方議會議員の年金制度を除く。)

(v) 私立学校教職員共済年金

(vi) 「日本国被用者年金制度」という。

(ii) から(v)までに掲げる日本国年金制度

を以下「日本国被用者年金制度」という。

ただし、この協定の適用上、国民年金

は、老齢福祉年金その他の福祉的・目的的ため

経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として國庫を財源として支給されるものを含めない。

(g) 「保険期間」とは、日本国については、日本

国法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げ

る日本国年金制度に関するものによる保険

料納付期間及び日本国法令において給付を

受けられる権利の確立に際して考慮されるその他

の期間をいい、合衆国については、合衆国

の法令により加入四半期として付与される期間又は合衆国の法令による給付を受ける権利を確立するため用いることができる同等の期間をいう。

(h) 次の法律(その改正を含む。)により実施さ

れる日本国医療保険制度について適用す

る。

(i) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

船員保険法(雇用保険及び労働者災害補

官 報 (号 外)

- (iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)  
(iv) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)  
(v) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)  
(vi) 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

ただし、この協定の適用上、第三条、第五条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条(3を除く。)及び第十七条の規定は、日本国の医療保険制度には適用しない。

合衆国については、

連邦老齢・遺族・障害保険制度に関する次の法律及び規則(その改正を含む。)について適用する。

(a) 社会保障法第二編及びこれに関する規則  
(同編第二百一十六条、第二百二十六A条及び第二百二十八条並びにこれらに関する規則を除く。)

(b) 千九百八十六年の内国歳入法第二章及び第二十一章並びにこれらに関する規則

第三条

一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国の領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給付の支払に関し、当該他方の締約国の法令の適用に際して、当該他

方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日ににおいて六十歳以上六十五歳未満であった者に関する限り障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国 の 法令の規定に影響を及ぼすものではない。

連邦老齢・遺族・障害保険制度に関する次の法律及び規則(その改正を含む。)について適用

(b) 社会保障法第二編及びこれに関する規則  
(同編第二百一十六条、第二百二十六A条及び第二百二十八条並びにこれらに關する規則を除く。)  
一千九百八十六年の内國歳入法第二章及び第  
二十一章並びにこれらに關する規則

一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族であつて、他方の締約国の領域内に通常居住するものは、給付を受ける権利の取得及び給付の支払に関し、当該他方の締約国の法令の適用に際して、当該他

方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる影響を及ぼすものではない。

2 一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者には適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日ににおいて六十歳以上六十五歳未満であった者に関する規定に影響を及ぼすものではない。

第四条

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、いざれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 5から7までの規定に従うことを条件として、一方の締約国の法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、当該一方の締約国が領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において通常雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国から他方の締約国が領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として、その被用者が当該一方の締約国が領域内において就労し、この規定は、日本国が領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められることが算対象期間に関する日本国が法令の規定に影響を及ぼすものではない。

3 2の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国が領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国が領域から他方の締約国が領域に派遣される場合にも適用される。

4 一方の締約国の法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国が領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国が領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国が領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として、その者が当該一方の締約国が領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該自営活動が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国が権限のある当局又は実施機関は、8の規定に従つて、引き続き当該他方の締約国が法令の適用を免除することができる。この規定の適用上、合衆国が領域内の雇用者により合衆国が領域内から日本国が領域内における当該雇用者の関連企業（合衆国が法令で定義されたものをいう。）へ派遣される被用者の場合には、その雇用について合衆国が法令が適用されることを条件として、当該雇用者及び当該雇用者の関連企業は、同一の雇用者とみなす。

5 一方の締約国が法令に基づく年金制度及び医療保険制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国が領域内において自営業者として就労する者が、一時的に他方の締約国が領域内において自営業者として就労する場合には、当該他方の締約国が領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として、その者が当該一方の締約国が領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。当該自営活動が五年を超えて継続される場合には、当該他方の締約国が権限のある当局又は実施機関は、8の規定に従つて、引き続き当該他方の締約国が法令の適用を免除することができる。

5 日本国の旗を掲げる海上航行船舶又は合衆国  
の船舶の乗組員としての雇用について両締約国  
の法令が適用されることとなる者については、  
当該雇用に関し、その者が通常居住する領域の  
属する締約国の法令を適用する。

6 航空機の乗組員としての雇用について両締約  
国の法令が適用されることとなる者については、  
は、当該雇用に関し、雇用者の業務上の本拠が  
置かれている領域の属する締約国の法令を適用  
する。

7  
(a) この協定は、一千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は一千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関する

(b) ウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。  
日本国の領域内において合衆国政府に雇用されている合衆国国民であつて、(a)に規定する条約による日本国の法令の免除を受けないものについては、合衆国の法令のみを適用する。この(b)の規定の適用上、合衆国政府による雇用には、合衆国政府の関連機関による雇用も含む。

(c) (a)の規定に従うことを条件として、日本国  
の公務員又は日本国の法令において公務員と  
して取り扱われる者が合衆国の領域内におい  
て就労するために派遣される場合には、日本  
の法令のみを適用する。

日本国の権限のある当局又は実施機関及び合  
衆国の権限のある当局は、被用者及び雇用者の  
申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又  
は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定  
の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約



官 報 (号 外)

定めている場合において、次のいずれかのと

間の比率に基づいて計算する。

(i) 初診日又は死亡日が属する暦四半期までの八暦四半期中に合衆国の法令による四加入四半期以上の保険期間を有するとき。

(ii) 初診日又は死亡日が属する暦四半期までの十三暦四半期中に合衆国の法令による加入四半期以上の保険期間を有するとき。ただし、国民年金の下での障害年金又は遺族年金を受ける権利がこの3の規定を適用しなくとも確立される場合には、この3の規定は、日本国の中被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害年金又は遺族年金を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

(a) の規定の適用に当たつては、一以上の日

する者については、(a)に規定する要件は、日本  
の法令に従つて、一の被用者年金制度につき満たされらるゝのみなす。

二き満たされたものとみます

による給付を受ける権利が確立される場合によ  
り、5から9までの規定に従うことを条件とし

日本国の実施機関は、日本国の法令に従つて、当該給付の額を計算する。

障害基礎年金その他の保険期間にかかるわらづ  
定額が支給される給付に関しては、当該給付

受けたための要件が1(a)又は3(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、7に規定する理論的加入期間に対応する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期

間の比率に基づいて計算する。

日本国<sup>の</sup>被用者年金制度の下での障害年金及び遺族年金(当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該年金の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。)に関しては、当該年金を受けるための要件が1(a)又は3(a)の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該年金の額は、7に規定する理論的加入期間に対する日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

被用者年金制度における保険期間を有する場合

第九条

には、5に規定する保険料納付期間又は6に規定する保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が6に規定する日本国の法令上定められた期間に等しいか又はこれに近づく場合には、支給請求権を起

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関  
は、第七条(a)の規定により合意する措置に従  
い、当該一方の締約国の法令の下で収集された  
個人に関する情報(この協定の実施のために必  
要なものに限る。)を当該一方の締約国の法律及

にこれを起る場合には、6及びこの8に規定する計算方法は適用しない。

び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局  
又は実施機関に伝達する。

一方の締約国の法律及び規則により特に必要  
とされない限り、この協定に従つて他方の締約  
国により当該一方の締約国に対し伝達される個  
人に関する情報は、専らこの協定を実施する目  
的のために使用する。一方の締約国が受領する  
これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保  
護のための当該一方の締約国の法律及び規則に

金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

より規律される。

(b) 両締約国の権限のある当局は、  
この協定の実施のために必要な行政上の措  
置について合意する。  
(a) この協定の実施のために連絡機関を指定す  
る。

1  
一方の締約国の法令(日本国については、他の法律及び規則を含む)において、当該一方の締約国の法令の適用上提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関する規定があるときは、当該規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用上提出すべき

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

文書についても適用する。  
この協定及び一方の締約国の法令の適用上提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他のこれに類する手続を要しな

両締約国の権限のある当局及び実施機関は、そ  
れの権限の範囲内で、この協定の実施のため

い。  
3

に相互に援助する。権限のある当局及び実施機関は、援助を行うのに要する通常の人工費及び業務上経費は、無償とする。

な謄本であることが証明された文書の謄本については、更なる証明を要することなく、他方の締約国の実施機関により真正かつ正確な謄本と

協定の締結について承認を求めるの件

平成十六年四月十六日 参議院会議録第十六号

社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国と

1

して認容される。提出される証拠文書(提出元を問わない)の証明力については、当該謄本を受領する実施機関が最終的に判断する。

第十五條

この協定の解釈又は適用についての意見の相違  
は、両締約国間の協議により解決する。

1  
両締約国の権限のある当局及び実施機関は、

1 この協定は、その効力発生前には給付を受け  
の権利を確立せらるべまゝ。ミニ、二〇

1 第十七条  
この協定は、いずれかの締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

一、委員会の決定の理由

連絡することができる。この連絡は、両締約国とのそれぞれの言語により行うことができる。

この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、他方の締約国の言語で作成していることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十二条

この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間その他法的に関連する事実も考慮する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

別に費用を要しない

1 一方の締約国の法令による書面による給付の申請、不服申立て又はその他の申告が他方の締約国の法令による預りの申請、不服申立て又は

3  
第四条2又は4の規定の適用に当たっては  
これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発

正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の  
協定の締結について承認を求めるの件

締約国の権限のある当局又は実施機関に対しても提出されたものとみなし、当該一方の締約国が手続及び法令に従つて取り扱う。

発生の日以後に申請が提出される給付についてのみ適用する。

日本国のために  
加藤良三

アメリカ合衆国のために  
ジョー・アン・B・バーンハート

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
社会保険に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件

2  
この条の規定が適用される場合には、締約の申請、不服申立て又はその他の申告が提出されられた一方の締約国の権限のある当局又は実施機関によるは、これを遅滞なく他方の締約国の権限のある

力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

立成一六年四月一日

定の統総について 日本国憲法第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国  
の通貨によつても行うことができる。

たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

參議院議長 倉田 寛之殿  
外交防衛委員長 山本 一太

ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。定の綱領について 日本国憲法第七十三条第二項

官 報 (号外)

ることを希望して、  
次のとおり協定した。

第一条 〔この協定の適用上〕

(a) 「国民」とは、日本国については、日本国  
国籍に関する法律にいう日本国民をいい、大  
韓民国については、国籍法に定義された大韓  
民国国民をいう。

(b) 「法令」とは、次条に掲げる年金制度に関す  
る一方の締約国の法律及び規制をいう。ただし、  
法令には、一方の締約国が第三国との間で締結した社会保険に関する条約その他の国際約束の  
実施のために公布された法律及び規則を含め  
ない。

(c) 「権限のある当局」とは、次条に掲げる年金  
制度を管轄する政府機関をいう。

(d) 「実施機関」とは、日本国については、次条  
に掲げる日本国年金制度の実施に責任を有する保険機関(その連合組織を含む。)をい  
い、大韓民国については、国民年金管理公団  
をいう。

(e) 「難民」とは、一千九百五十一年七月二十八日  
の難民の地位に関する条約第一條又は一千九百  
六十七年一月三十一日の難民の地位に関する  
議定書第一條にいう難民をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義さ  
れていない用語は、各々の締約国の法令におい  
て与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定は、次の年金制度について適用する。  
(a) 大韓民国については、国民年金  
(b) 日本国については、

(i) 国民年金(老齢福祉年金その他の福祉的  
目的のため経過的又は補完的に支給される  
年金であつて、専ら又は主として国庫を財  
源として支給されるものを除く。)

(ii) 厚生年金保険

(iii) 國家公務員共済年金  
地方公務員等共済年金

(iv) 私立学校教職員共済年金  
第三条

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適  
用を受けていたり受けたことがあるすべての  
者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族  
及び遺族に適用する。

第四条

1 一方の締約国の法令の適用を受けているか又  
は受けたことがある当該一方の締約国の国民又  
は難民並びにこれらの者に由来する権利を有す  
る家族及び遺族であつて、他方の締約国の領域  
内に通常居住するものは、当該他方の締約国の  
法令の適用に際して、当該他方の締約国の国民  
に対して与えられる待遇と同等の待遇を受け  
ぼすものではない。

第五条

1 第二条に掲げる年金制度への強制加入(以下  
「強制加入」という。)に関しては、この協定に別  
段の定めがある場合を除くほか、一方の締約國  
の領域内において被用者又は自営業者として就  
労する者については、当該一方の締約国の法令  
のみを適用する。

2 強制加入に関しては、次条1及び3の規定に  
従うことを条件として、次に掲げる者に対して  
同一の期間に両締約国の法令が適用されること  
となる場合には、その者が通常居住する領域の  
属する締約国の法令のみを適用する。

3 強制加入に関しては、第二条に掲げる一方の  
締約国の年金制度に加入し、かつ、通常当該一  
方の締約国の領域内において自営業者として就  
労する者が、他方の締約国の領域内においての  
み自営業者として就労する場合には、当該他方  
の締約国の領域内における自営活動の期間が五  
年を超えるものと見込まれないことを条件とし  
て、その者が当該一方の締約国の領域内におい  
て就労しているものとみなして当該一方の締約  
国の法令のみを適用する。

一方の締約国の国民に対し支給する場合と同  
一の条件で支給する。

第六条

1 強制加入に関しては、次条及び第八条の規定  
に従うことを条件として、第二条に掲げる一方  
の締約国の年金制度に加入し、かつ、当該一方  
の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇  
用されている者が、当該雇用者により当該一方  
の締約国の領域から他方の締約国の領域内にお  
いて就労するため派遣される場合には、その  
派遣の期間が五年を超えるものと見込まれない  
ことを条件として、その被用者が当該一方の締  
約国の領域内において就労しているものとみな  
して当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1の規定は、雇用者により一方の締約国の領  
域から第三国の領域に派遣されていた者が、そ  
の後、当該雇用者により当該第三国(の領域から  
他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用  
される。

3 強制加入に関しては、兩締約国(の)の領域内にお  
いて自営業者として就労する者に対して同一の  
期間に両締約国の法令が適用されることとなる  
場合には、その者が通常居住する領域の属する  
締約国の法令のみを適用する。

4 1又は3の規定の適用に当たつては、これら

の規定にいう派遣又は自営活動が五年を超えて

継続される場合には、自国の法令の適用を免除

する権限のある当局又は実施機関は、第九条の

規定に従つて、引き続き自國の法令の適用を免

除することができる。

#### 第七条

強制加入に関しては、いずれか一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において船員として就労する者に対して両締約国の法令が適用されることとなる場合には、その者が通常居住する領域の属する締約国の法令のみを適用する。

#### 第八条

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2 強制加入に関しては、1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労する場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

#### 第九条

強制加入に関しては、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいすれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第五条から前条

までの規定の例外を認めることについて相互に同意することができる。

#### 第十条

1 強制加入に関しては、日本国領域内において就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により大韓民国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合を除き、日本国の法令は、適用しない。また、当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国法令に従つて決定する。

2 強制加入に関しては、大韓民国領域内において就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により日本国の法令の適用を受けるものに同伴する配偶者又は子が被用者又は自営業者として就労しない場合には、大韓民国の法令は、適用しない。

#### 第十一条

両締約国の権限のある当局は、(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意することができる。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る)に関するすべての情報を及ぼす限り速やかに相互に通報する。

#### 第十二条

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、それぞの権限の範囲内で、この協定の実施のため必要な援助を相互に提供する。この援助は、両締約国の権限のある当局又は実施機関の間の相互

の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、無償で行う。

#### 第十三条

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報(この協定の適用のために必要なものに限る)を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則により開示が義務付けられている場合を除くほか、1の規定に従つて伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定を適用する目的のためにのみ使用する。

#### 第十四条

1 この協定の実施に際して、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、相互に、及び関係者又はその代理人に対して、各々の自国の言語により連絡することができる。ただし、一方の締約国による強制執行に直接結び付き得る文書を他方の締約国の領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して送付する場合には、当該

他方の締約国の言語による翻訳を添付することに努める。

2 この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書の他の文書の受理を拒否してはならない。

#### 第十五条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

#### 第十六条

第六条1又は3の規定の適用に当たつては、これららの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

#### 第十七条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

#### 第十八条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行ふことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

以上の誓拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

二千四年二月十七日にソウルで、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために  
高野紀元

大韓民国のために  
潘基文





ればならない

2 主務大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、主務省令で定め

るところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3  
主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

## 虚偽の報告を ことができる

**(輸入の届出)**

の主務省令で  
ことができる。

雜則

3  
主務大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、主務省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の元納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4 第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の認定を受け

質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの(生きているものに限る。)を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

**(輸入のための証明書の添付等)**  
第二十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物(生きているものに限る。)は、当該生物の種類を証する外國の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。  
前項の証明書の添付を要する生物は、主務省

その納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金(以下この条において「延滞金」という。)を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

て防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることがで  
きる。

**第二十条** 第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を受けて防除を行う者は、その防除を中心としたとき、又はその防除を第十二条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通  
知しなければならぬ。

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

(取締りに従事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第六条第一項又は第十一条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行ふ職員(次項において「寺定外米生主被害防上役」という)は、

**第十八条** 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十一條第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 2  
主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。  
主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けたときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。  
防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又

者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

3  
締官」というのは、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
前二項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に関し必要な事項は、政令で定める。

定外外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十一条第二項の規定によ

はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなつたと認めるとき、若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは

**第二十四条** 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他

(科学的知見の充実のための措置)

を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

国民の理解の増進

**第二十八条** 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に關し、国民の理解

三

五 四 第七条又は第九条の規定に違反した者  
第八条の規定に違反して、特定外来生物の

四

(旅行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

卷之三

### 三 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)、農用地の土壤の汚染方止等に関する

第三十三条 五千万円以下の罰金刑

(環境基本法の一部改正)  
第五条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。  
第四十一条第二項第三号を次のように改める。

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができない。

(主務省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

**第三十五条** 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第三十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までとの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第三十二条** 一億円以下の罰金刑

閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

キンシング類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第二百六十号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第二号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

審査報告書

---

(主務省令への委任)  
第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

は人の業務に関する第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 審査報告書 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する 法律案

審查報告書

人國管理及び難民認定法の一部を改正する  
審査報告書  
案

平成十六年四月十五日

法務委員長 山本 保

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、出入国管理の現状等にかんがみ、不法滞在者等を減少させるため、罰則の強化その他所要の制度整備を行うとともに、近時の国際情勢の変化等に伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く状況が大きく変化したことにならんが、難民のより適切な庇護を図るため、難民認定制度の見直しを行はばか、障害者の社会活動を不當に阻むことのないよう精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について手段の配慮をすべきである。

- 一 出国命令制度及び在留資格取消し制度など各種の対策を実施する際は、本邦に在留している外国人の人権や生活環境等を十分配慮し、適切な運用を行うこと。
- 二 退去強制手続、在留特別許可等の運用に当たっては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分配慮し、適切に措置すること。
- 三 出入国管理及び難民認定法に定める諸手続に携わる際の運用や解釈に当たっては、難民関連

の諸条約に関する国連難民高等弁務官事務所の解釈や勧告等を十分尊重すること。

四 難民認定手続における仮滞在許可に当たつては、本邦への直接入国、上陸後六ヶ月以内の申請、証拠資料の提出等の要件について、申請者の事情を十分斟酌し、実情に即した運用が行われるよう留意すること。

五 難民認定手続が適正・迅速に行われるよう人道的体制の拡充を図るとともに、難民調査官等の一層の能力向上を図るため、面接調査の手法、人権関連法規、国際情勢等の専門技術や知識の習得について、定期的な訓練や研修等を実施すること。また、手続の客觀性・透明性確保のための適切な措置を講ずること。

六 難民審査參與員の人選に当たつては、専門性を十分確保する観点から、日本弁護士連合会、国連難民高等弁務官事務所及びNGO等の民間の難民支援団体からの推薦者を含め適任者を選出するよう留意すること。

七 難民と認定された者及び難民申請中の者への各種生活支援については、関係予算の拡充、保護政策の一層の整備等を図るとともに、国連難民高等弁務官事務所やNGO等の民間の難民支援団体との連携の強化を図ること。

八 入国管理センター等に収容されている退去強制手続中の外国人については、人権に十分配慮した適切な処遇を行うとともに、仮放免の的確な運用に努めること。

九 仮滞在許可制度、難民認定における不服申立制度等、難民認定に関する各種制度について、その運用状況を勘案しつつ三年後を目途に検討を行うこと。

- 一 第六号又は前号の規定に該当して上陸を拒否された者 拒否された日から一年で当該イからニまでに定める期間を経過していないもの
- 二 偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等(前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定を伴うものに限る)又はこの節(第十九条第二項を除く)の規定による

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

強制されたこと及び第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことのないもの退去した日から五年

及び第四号の三を除く)のいずれかに該当して本邦からの退去を強制された者

(口に掲げる者を除く)退去した日から十年







に付する理由において、前項の難民審査參與員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

5 難民審査參與員は、法務大臣に対し、異議申立て人又は参加人に口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができる。この場合において、法務大臣は、速やかにこれらの者に当該機会を与えないなければならない。

6 難民審査參與員は、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書又は前項の規定による異議申立て人は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者を審査することができること。

第六十一条の二の四を第六十一条の二の九とし、同条の次に次の二条を加える。

(難民審査參與員)

第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による異議申立てについて、難民の認定に關する意見を提出させるため、難民審査參與員若干人を置く。

2 難民審査參與員は、人格が高潔であつて、前条第一項の異議申立てに關し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に關する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 難民審査參與員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 難民審査參與員は、非常勤とする。

第六十一条の二の三を削る。

第六十一条の二の二第一項中「ものが次の各号の一に該当することとなつた」を「ものについて、次の各号に掲げるいづれかの事実が判明した」に改め、「ときは」の下に「法務省令で定める手続により」を加え、同項第二号中「場合」を「こと」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「場合」の下に「に該当することとなつたこと」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。

第六十一条の二の二を第六十一条の二の七とし、同条の次に次の二条を加える。

(難民の認定を受けた者の在留資格の取消し)

第六十一条の二の八 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第

六十一條の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 第二十二条の四第二項から第七項までの規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入國審査官」とあるのは「難民調査官」と、同

第六十一条中「第一項(第三号から第五号までに係るものに限る。)」とあるのは「第六十一条の二の八第一項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二の次に次の五条を加える。

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二第一項中「ものが次の各号の一に該当することとなつた」を「ものについて、次の各号に掲げるいづれかに該当するとき。

2 法務大臣は、前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない处分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日)から六月を経過した後前条第一項の申請を行つたものであるとき。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。

二 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあるあつた領域から直接本邦に入つたものでないとき。

三 第二十四条第三号又は第四号ホからヨまでに掲げる者のいづれかに該当するとき。

四 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪、盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪又は特

て、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人(別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者をいう。以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人の在留各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知つた日)から六月を経過した後前条第一項の申請を行つたものであるとき。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。

二 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあるあつた領域から直接本邦に入つたものでないとき。

三 法務大臣は、前二項の許可をする場合には、在留資格及び在留期間を決定し、入國審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

5 法務大臣は、難民の認定を受けている外国人(前条第二項の許可により在留資格を取得した者を除く。)から、第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による定住者の在留資

格の取得の申請があつたときは、第二十条第三項第二十二条の二第三項第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、当該外国人が前条第一項第一号に該当する場合を除き、これを許可するものとする。

## (仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

## 一 仮上陸の許可を受けているとき。

二 寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

## 三 第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

## 四 本邦に入った時に、第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいずれかに該当していたとき。

五 第二十四条第三号又は第四号亦からヨまでに掲げる者のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

六 第六十一条の二の二第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することが明らかであるとき。

七 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三

章、第二十六章、第二十七章、第三十一

章、第三十三章、第三十六章、第三十七章

若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰

に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは

第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二

百六十二条に係る部分を除く。)の罪、盜犯

等の防止及び処分に関する法律の罪又は特

殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第

十五条规定若しくは第十六条の罪により懲役又

は禁錮に処せられたものであるとき。

## 八 退去強制令書の発付を受けているとき。

九 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相

当の理由があるとき。

二 法務大臣は、前項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可に係る滞在期間(以下「仮滞在期間」という。)を

決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞

在許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時

に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

三 法務大臣は、第一項の許可をする場合において、当該異議申立てが取り下げられ、又はこれを却下若しくは棄却する旨の決定があつたこと。

四 次条の規定により第一項の許可が取り消されたこと。

五 第六十一条の二第一項の申請が取り下げられたこと。

六 第六十一条の二第一項の申請をした在留資

格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条

各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相

当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五

章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

四 法務大臣は、第一項の許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたときには、これを許可するものとする。この場合に

おいては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間(前項の規定により更新された仮滞在期間(前

たときは、当該外国人に係る仮滞在期間(前

項の規定により更新された仮滞在期間(前

たときは、当該外国人に係る仮滞在期間(前

項の規定により更新された仮滞在期間(前

たときは、当該外国人に係る仮滞在期間(前

二 前条第一項の許可を受けた後に同項第五号又は第七号に該当することとなつたこと。

三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四 不正に難民の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をさせたこと。

五 第二十五条の出国の確認を受けるための関係人に虚偽の陳述をさせたこと。

六 前条第一項の異議申立てがなくて同条第二項の期間が経過したこと。

一 難民の認定をしない処分につき第六十一一条の二の九第一項の異議申立てがなくて同条第二項の期間が経過したこと。

二 難民の認定をしない処分につき第六十一

一条の二の九第一項の異議申立てがあつた場合において、当該異議申立てが取り下げられ、又はこれを却下若しくは棄却する旨の決定があつたこと。

三 難民の認定がされた場合において、第六十一一条の二の二第一項及び第二項の許可を決定があつたこと。

四 次条の規定により第一項の許可が取り消されたこと。

(退去強制手続との関係)

第六十一条の二の六 第六十一条の二の二第一項又は第二項の許可を受けた外国人について

は、当該外国人が当該許可を受けた時に第二

十四条各号のいずれかに該当していたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続(第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続)を含む。以下この条において同じ。)を行わない。

2 第六十一条の二第一項の申請をした在留資

格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条

各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相

当の理由がある場合であつても、当該許可に

係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五

章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3 第六十一条の二第一項の申請をした在留資

格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一

項の許可を受けたもの又は当該許可に

係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五

章に規定する退去強制の手続を停止するもの

とする。

4 前条第一項の許可を受けた当时同項第四

号から第八号までのいずれかに該当してい

たこと。

3 第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一項の許可を受けたもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。



(第二条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない处分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に効力を有するもの又は第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議の申出は、第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは難民の認定をしない处分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議申立てとみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二の規定は、

第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の際現に第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難

民の認定又は難民の認定をしない处分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この場合において、第二条の規定による改正後の出

入国管理及び難民認定法第六十一条の二の二の第一項中「前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした」とある

のは「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の出入国管

理及び難民認定法(以下「旧法」という)」の規定による難民の認定を受けていた」と、同条第二項中「前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない处分をするとき、又は前項」とあるのは「在留資格未取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない处分がされているとき(退去強制令書の発付を受けているときを除く)、又は出入国

管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第七条の規定により適用される前項」とする。

(外国人登録法の一部改正)

第九条第三項中「第四十五条第一項、第四十

七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並び

に第六十三条第一項中「第二十四条各号」を「第

四十七条第一項、第四十八条第六項、第四十九

条第四項及び第六十二条第一項中「第二十四各号」とあり、入管法第四十五条第一項中「退去

強制対象者(第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。)とあり、並びに入管法第四十七条第

三項、第五十五条の二第四項及び第六十三条第一項中「退去強制対象者」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第十一条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第

六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第四十七条第四項」を

「第四十七条第五項」に、「第四十八条第八項」を

「第四十八条第九項」に、「第四十九条第五項」を

「第四十九条第六項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第六十一条の二の四」を「第六十一条の二の九第一項」に、「第四十条」を「第六十一条の二の九第一項」に、「第四十

七条第二項、第四十九条第五項」を「第四十七条第三項及び第五項、第四十八条第九項、第四十

九条第六項」に改め、「第五十五条第二項」の下に「第五十五条の三第二項」を加え、「第六十

一条の二第三項並びに第六十一条の二の六第一項」を「第六十一条の二第二項、第六十一条の二の二第三項、第六十一条の二の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む)」、第六十

一条の二の七第二項並びに第六十一条の二の十

二第一項」に改める。

### 審査報告書

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年四月十五日

参議院議長 倉田 寛之殿  
総務委員長 景山俊太郎

第九条 道路交通法の一部改正

第一項中「第六十一条の二の六」を「第六十一条の二の十二」に改める。

第十四条第二項中「第四十七条第四項」を

「第四十七条第五項」に、「第四十八条第八項」を

「第四十八条第九項」に、「第四十九条第五項」を

「第四十九条第六項」に改める。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方分権の進展等に対応して地

方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大等の任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るためにの措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

## 本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案

(地方公務員法(一部改正))  
第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百

六十一年)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改

めること。

第八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項  
第二号中「勤務条件」の下に「研修及び勤務成績の評定」を加え、同項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し  
講すべき措置について地方公共団体の議会  
及び長に勧告すること。

第八条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

第八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項  
第三号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

第八条第三項中「第一項第九号及び第十号並

びに第四項に掲げるものを除き、この法律に基

くその権限」を「第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務」に改

め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中

「基き」を「基づき」に、「事項」を「事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の

一項を加える。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

第九条第九項中「職」の下に「(執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。)」を加え、同条第十三項を削り、同条を第九条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(公平委員会の権限の特例等)  
第九条 公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより、公平委員会が、第八条第二項各号に掲げる事務のほか、職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこととすることができる。

2 前項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会(以下「競争試験等を行ふ公平委員会」という。)を置く地方公共団体に対する第七条第四項の規定の適用につ

いては、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは、競争試験等を行ふ公平委員会(第九条第二項に規定する競争試験等を行ふ公平委員会)である。

3 競争試験等を行う公平委員会は、第一項に規定する事務で公平委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は競争試験等を行う公平委員会の事務局長に委任することができる。

第十一条第一項中「委員全員」を「三人の委員」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 人事委員会又は公平委員会は、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかるわらず、二人の委員が出席すれば会議を開くことができる。

第十二条の見出しを「(人事委員会及び公平委員会の事務局又は事務職員)」に改め、同条第二項中「第九条第九項」を「第九条の二第九項」に改め、同条第九項を削り、同条第八項中「第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を

同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。





より短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八条の五第三項の規定は、地適用しない。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 一 第一条中地方公務員法第九条の改正規定

(「職」の下に「執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。」)を加え、同条第十三項を削る部分に限る。) 同法第十一条の改正規定及び同法第十二条の改正規定(同条第九項を削る部分に限る) 公布の日

##### 二 第一条中地方公務員法第八条の改正規定、同法第十四条に一項を加える改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第五十八条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十一条の改正規定並びに附則第三条中地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十九条第一項の改正規定(第二十六条)を「第二十六条の三」に改め、並びに附則第八条中地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第一項の改正規定(「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める部分を除く。)及び同条第三項の改正規定

平成十七年四月一日

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(「べき地教育振興法の一部改正」)

第九十二条第二項、第一百四十一項第二項、第一百九十六条第三項、第二百三十二条第一項及び第二百四十四条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

(「べき地教育振興法(昭和二十九年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。)

第三条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「(他の法律の適用除外等)」に改め、同条第一項中「第一項第五号」を第一項第六号に、「第四項を除く。」を「第五項を除く。」、第十四条第二項に、「第二十六条」を「第二十六条の三」に、「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認(第二号にあっては、承認その他の処分)」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、

同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分(当該管理規程を制定していない場合にあつては、同法第六十一条第八項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定

による承認)」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

第五条の三第一項中「再任用教職員」を「再任用教職員等」に改める。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第四十七条第一項の表第十六条第三号の項の

年法律第四十八号)第五条」を加え、「再任用教

第五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第四十七条第一項の表第十六条第三号の項の

年法律第四十八号)第五条」を加え、「再任用教

第五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第六条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正

第三条第二項中「人事委員会」を「人事委員会(地方公務員法第九条第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会を含む。以下同じ。)」に改める。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第六条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第七条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第八条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第九条第二項中「第九条第十項本文」を「第九条の二第十項本文」に改める。

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第十条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正

(「べき地教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。)

第十一條 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一

第五十八条」を「第五十八条」に改め、「」を除く。

官報(号外)

く。」の下に「並びに第五十八条の二」を加え、同条第三項の表第十四条の項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条第六項中「第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項」を「第三条から第七条まで」に、「及び第五条第一項」を「同法第四条並びに第五条第一項及び第二項」に、「とする」を「と、同条第三項中「承認(第二号)にあつては、承認その他の処分」とあるのは「承認その他の処分」と、「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第一号中「条例の規定」とあるのは「規程」と、同項第二号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同法第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする」に改める。

**一、費用**  
本法施行に必要な経費は、独立行政法人医薬基盤研究所の設立に対応して平成十七年度以降の予算において計上される予定である。

**附帯決議**

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、ヒトゲノム研究、遺伝子治療、テラーメード医療等最先端の研究開発については、国際的にも遜色のない研究水準を確保するため、一元的な国家プロジェクトとして重点的に進める体制を早急に整備すること。

二、医薬基盤研究所の役員の選任に当たっては、製薬企業等との不適切な関係を疑われることのないよう、当該分野に関する識見を有する適切な人材を幅広く起用する等十分配慮すること。

三、医薬基盤研究所の中期目標を定めるに当たっては、医薬品・医療用具等に関する産業政策とともに、規制と振興の分離の観点から配慮し、関係部署との連携を図りながら、長

く。」の下に「並びに第五十八条の二」を加え、同条第三項の表第十四条の項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条第六項中「第三

条第一項及び第二項並びに第五条第一項」を「第三条から第七条まで」に、「及び第五条第一項」を「同法第四条並びに第五条第一項及び第二項」に、「とする」を「と、同条第三項中「承認(第

二号)にあつては、承認その他の処分」とあるのは「承認その他の処分」と、「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第一号中「条例の規定」とあるのは「規程」と、同項第二号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同法第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする」に改める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

ら、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の研究開発業務を移管するため、独立行政法人医薬基盤研究所を設立することとし、その名

称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

期的な広い視野に立つて設定するとともに、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

四、医薬基盤研究所の業務内容や運営方法について、研究者、消費者及び産業界の代表並びに法学や倫理学の専門家等を含む学識経験者から意見を聴取する方途を講ずること。

独立行政法人医薬基盤研究所法案

右に提出する。

平成十六年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人医薬基盤研究所法案  
第一章 総則 第一条～第六条  
第二章 役員及び職員(第七条～第十四条)  
第三章 業務等(第十五条～第十七条)  
第四章 財務及び会計(第十八条～第十九条)  
第五章 雑則 第二十条～第二十二条  
第六章 罰則 第二十三条～第二十四条  
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人医薬基盤研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行

政法人医薬基盤研究所とする。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、医薬品等の開発に係る基盤の整備を図ることともに、規制と振興の分離の観点から配慮し、関係部署との連携を図りながら、長

## (研究所の目的)

第三条 独立行政法人医薬基盤研究所(以下「研究所」という。)は、医薬品技術及び医療用具等技術に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものその他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療用具等技術の向上のための基盤

の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第四条 この法律において「医薬品」とは、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

二 この法律において「医療用具」とは、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために

使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

二 この法律において「医療用具」とは、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために

## (資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第八条第二項並びに附則第十一條第二項及び第三項の規定によ

り政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加し

て出資することができる。

三 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 この法律において「医療用具等技術」とは、医療用具その他の疾病的診断、治療若しくは予

## (防衛に使用すること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている物)

(以下「医療用具等」という。)の生産又は販売にあつて、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの(医薬品技術を除く。)をいう。

5 この法律において「希少疾病用医薬品」とは、薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医薬品をいう。

6 この法律において「希少疾病用医療用具」とは、薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医療用具をいう。

第五条 研究所は、主たる事務所を大阪府に置く。

二 この法律において「監事」とは、理事の職務

は、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

二 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員

は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

三 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるもの(次条各号のいづれかに該当する者を除く。)は、理事又は監事となることができる。

二 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいづれかに該当する者は、役員

となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくなることができない。

## (第二章 役員及び職員)

## (役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理

事長及び監事二人を置く。

二 研究所に、役員として、理事一人を置くこと

ができる。

三 理事は、理事長の定めるところにより、

理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

二 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員

は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

三 前項ただし書の場合において、通則法第十九

条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事

の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるもの(次条各号のいづれかに該当する者を除く。)は、理事又は監事

となることができる。

二 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいづれかに該当する者は、役員

となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しく

くは役務の提供を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

七 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

八 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

九 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

十 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

十一 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

十二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

十三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

十四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

十五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するた

め、次の業務を行う。

- 一 医薬品技術及び医療用具等技術に関する次に掲げる業務
- イ 医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなること。
- ロ 基礎的研究(イに掲げるものを除く。)を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- ハ 試験研究を政府等(政府及び独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。二において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(ロに掲げるものを除く。)。
- 二 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行なう独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。
- ト 調査すること。

二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと(厚生労働省の所管する他の独立行政法人を除く。)。

(号外)

一 医薬品技術及び医療用具等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなること。

ロ 基礎的研究(イに掲げるものを除く。)を他に委託して行い、その成果を普及すること。

ハ 試験研究を政府等(政府及び独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。二において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(ロに掲げるものを除く。)。

二 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行なう独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ト 調査すること。

二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと(厚生労働省の所管する他の独立行政法人を除く。)。

立行政法人の業務に属するものを除く。)。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第二号の規定により

研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)

中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の理事長」と、同法第三条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十一条第一項及び第二項、第二十九条並びに第三十一条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)

第三条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することができる。

立行政法人の業務に属するものを除く。)。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(法律の準用)

第十八条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

三 第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期目標後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のものの定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

四 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

五 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第十四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

六 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

七 第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評議委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第十四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

#### 第四章 財務及び会計

#### 第五章 雜則



官 報 (号 外)

労働省に属する職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)及びその所管する独立行政法人の職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下の条において「厚生労働省共済組合」という。)の組合員である職員(同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究所の成立の日において研究所の役員又は職員(職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第二十二条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに申出をしたときは、同日以後引き続く当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合は、その申出は、当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。)ができる。

3 研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員(同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究

(研究所の職員となる者の職員団体についての  
経過措置) 所の成立の日において役職員となる場合であつて、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかつた場合には、当該役職員は、研究所の成立の日前日に退職(国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したものとみなす。

所の成立の日において役職員となる場合であつ

用しない

**第八条** 研究所の成立の際、第十五条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、現に國が有する権利及び義務のうち政令で定める

る国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。  
(独立行政法人医薬品医療機器総合機構の権利義務の承継等)

第十一條 研究所の成立の際、附則第十六条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器

**第七条** 研究所の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる職員であるものは、研究所の成立の際労働組合法(昭和二十四年六月三十日法律第百四十九号)による。

年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十

田を経過する田までに 労働組合法第一條及び

第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在

地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただしあつて書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用

独立行政法人医薬基盤研究所法案

附帯する業務に必要な資金に充てるべきものと  
して出資されたものとする。

4 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項

の資産の価額について準用する。

5 第一項の規定により研究所が機構の権利及び

義務を承継したときは、旧機構法附則第十八条

第一項から第三項までに掲げる業務に係る勘定

において研究所の成立の日の前日までに政府か  
ら機構に対して出資された額(次項の規定によ  
り出資されたものとされた額を含み、同項の規  
定により出資がなかつたものとされた額を除  
く。)は、その承継に際し政府から研究所に、次  
条第一項から第三項までに規定する業務(以下  
「承継業務」という。)に必要な資金に充てるべき  
ものとして出資されたものとする。

6 機構が旧機構法附則第十三条第一項の規定に  
より承継した株式を処分した場合において、当  
該株式の処分により生じた収入の総額が当該株  
式の取得に要した費用の総額を超えるときはそ  
の差額に相当する額については研究所の成立の  
日の前日において、政令で定めるところによ  
り、機構に対し政府から出資されたものとし、  
当該株式の処分により生じた収入の総額が当該  
株式の取得に要した費用の総額を下回るときは  
その差額に相当する額については研究所の成立  
の日の前日において、政令で定めるところによ  
り、機構に対する政府の出資はなかつたものと  
する。

7 機構は、第一項の規定により研究所が機構の  
権利及び義務を承継したときは、その承継の  
際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を  
減少するものとする。

一 第二項及び第五項の規定により研究所に対  
して出資されたものとされた額

減少するものとする。

二 旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる  
業務に係る勘定において研究所の成立の日の  
前日までに政府から機構に対して出資された  
額

(承継業務等)

第十二条 研究所は、第十五条に規定する業務の  
ほか、政令で指定する日までの間に、旧  
機構法附則第十三条第一項の規定により機構が  
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から  
承継した株式であつて、前条第一項の規定によ  
り機構から承継したものの処分の業務を行つ。

2 研究所は、第十五条及び前項に規定する業務  
のほか、旧機構法附則第二十一条の規定による  
廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査  
機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十七  
条第二項第三号及び第三項第二号の規定により  
貸し付けられた資金に係る債権(旧機構法附則  
第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作  
用被害救済・研究振興調査機構から承継したも  
のであつて、前条第一項の規定により機構から  
承継したものに限る。)の回収が終了するまでの

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する  
業務を行うことができる。

4 研究所は、承継業務については、特別の勘定  
(以下「承継勘定」という。)を設けて経理しなけ  
ればならない。

5 第一項から第三項までの規定により研究所が  
承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附  
則第八条第二項並びに附則第十二条第二項及び  
第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに附  
則第十二条第二項、第三項及び第五項」と、第  
十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは  
「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継  
勘定」とする。

6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用  
については、第十五条第一号ハからトまでに掲  
げる業務とみなす。

7 第二十五条の三 独立行政法人医薬基盤研究所  
法(平成十六年法律第 号)の一部を次の  
条の三第一項第一号に改める。

附則第二十五条の二の次に次の二条を加え  
る。

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する  
業務を行ふことができる。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の  
一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取  
締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第  
九十六号)の一部を次のよう改正する。

第二条のうち薬事法第八十三条第一項の改正  
規定中「第十二条の二第一項第一号」を「第十二  
条の三第一項第一号」に改める。

附則第二十五条の二の次に次の二条を加え  
る。

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する  
業務を行ふことができる。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の  
一部を改正する法律の一部改正)

第十五条第一項中「医療用具等技術」を「医療機器等  
技術」に、「医療用具等並びに」を「医療機器等  
並びに」に改める。

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する  
業務を行ふことができる。

第二十五条の三 独立行政法人医薬基盤研究所  
法(平成十六年法律第 号)の一部を次の  
条の三第一項第一号に改める。

附則第二十五条の二の次に次の二条を加え  
る。

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する  
業務を行ふことができる。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の  
一部を改正する法律の一部改正)

第十五条第一項中「医療用具等技術」を「医療機器等  
技術」に、「医療用具等」を「医療機器等」に  
改め、同条第五項中「第二条第八項」を「第二  
条第十四項」に改め、同条第六項中「希少疾病  
用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に、「第  
二条第八項」を「第二条第十四項」に改める。

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する  
業務を行ふことができる。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の  
一部を改正する法律の一部改正)

第十五条第一項中「医療用具等技術」を「医療機器等  
技術」に改め、同号イ中「医療用具等  
並びに」を「医療機器等並びに」に改め、同条



官 報 (号 外)

平成十六年四月十六日 参議院会議録第十六号

投票者氏名

三六

常田	喜善君	秀善君	谷川	青木	有馬	岩城	泉	阿部
				幹雄君	朗人君	光英君	信也君	正俊君
				大仁田	厚君	秀久君	尾辻	
				太田	豊秋君			
				景山俊太郎君	加治屋義人君	片山虎之助君	大仁田	
				亀井 郁夫君	國井 正幸君	後藤 博子君	佐藤 泰三君	鈴木 政二君
				岸 宏二君	久世 公堯君	後藤 博子君	桜井 新君	関谷 勝嗣君
				小斎平敏文君				
				清水嘉与子君				
				椎名 一保君				

中原	中島	福島啓志郎君	西銘順志郎君
爽君	啓雄君	聖子君	三藏君
野間	橋本	岩夫君	保坂
赴君	松田	政司君	溝手
	森田	顯正君	山崎
	次夫君	力君	山下
	英利君	吉田	吉田
	千葉	博美君	鶴岡
	木庭健太郎君	洋君	浜四津敏子君
	福本	潤一君	福本
	森本	司君	井上
	山本	香苗君	美代君
	市田	忠義君	孝男君
	緒方	靖夫君	小泉
	紙	智子君	親司君

中島 真人君  
西田 吉宏君  
野沢 太三君  
南野知恵子君  
藤井 基之君  
林 芳正君  
真鍋 賢二君  
松村 龍二君  
三浦 一水君  
宮崎 秀樹君  
森元 恒雄君  
山崎 正昭君  
山本 一太君  
若林 正俊君  
草川 昭三君  
高野 博師君  
統 訓弘君  
遠山 清彦君  
日笠 勝之君  
松 あきら君  
山口那津男君  
井上 哲士君  
池田 幹幸君  
岩佐 恵美君  
大沢 辰美君  
小池 晃君  
小林美恵子君

### 日程第三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出)

反对者氏名

C  
名

官 報 (号 外)



官 報 (号外)

平成十六年四月十六日 参議院会議録第十六号

閣提出)	日程第六 独立行政法人医薬基盤研究所法案(内 閣提出)		賛成者氏名
	阿南 一成君	阿部 正俊君	
	愛知 治郎君	青木 幹雄君	一五八名
	荒井 正吾君	有馬 朗人君	
	有村 治子君	泉 信也君	
	市川 一朗君	岩城 光英君	
	小野 清子君	尾辻 秀久君	
	大島 慶久君	太田 豊秋君	
	大野つや子君	加治屋義人君	
	扇 千景君	片山俊太郎君	
	狩野 安君	鈴木 郁夫君	
	柏村 武昭君	鈴木 勝世君	
	金田 勝年君	岸 宏一君	
	河本 英典君	亀井 郁夫君	
	北岡 秀二君	国井 正幸君	
	佐々木知子君	後藤 博子君	
	小泉 顯雄君	佐藤 泰三君	
	小林 温君		
	佐藤 泰三君		
投票者氏名	斎藤 十朗君	山東 昭子君	大門実紀史君
	吉岡 吉典君	宮本 岳志君	高橋紀世子君
	吉岡 吉典君	中村 敦夫君	
	西山登紀子君		
	八田ひろ子君		
	吉川 春子君		
	山東 昭子君		
	清水達雄君		
	陣内 孝雄君		
	田浦 直君		
	伊達 忠一君		
	武見 敬三君		
	月原 茂皓君		
	中島 啓雄君		
	中原 爽君		
	西銘順志郎君		
	橋本 聖子君		
	福島啓史郎君		
	野間 起君		
	西田 吉宏君		
	中島 真人君		
	常田 享詳君		
	谷川 秀善君		
	竹山 裕君		
	関谷 勝嗣君		
	田村 公平君		
	川橋 幸子君		
	佐藤 雄平君		
	小林 元君		
	佐藤 道夫君		
	齋藤 効君		
	清水嘉与子君		
	椎名 一保君		
	鈴木 政二君		
	大脇 雅子君		
	勝木 健司君		
	神本美恵子君		
	郡司 彰君		
	桜井 新君		
	斎藤 十朗君		
	山東 昭子君		
	清水達雄君		
	陣内 孝雄君		
	田浦 直君		
	伊達 忠一君		
	武見 敬三君		
	月原 茂皓君		
	中島 啓雄君		
	中原 爽君		
	西銘順志郎君		
	橋本 聖子君		
	福島啓史郎君		
	野間 起君		
	西田 吉宏君		
	中島 真人君		
	常田 享詳君		
	谷川 秀善君		
	竹山 裕君		
	関谷 勝嗣君		
	田村 公平君		
	川橋 幸子君		
	佐藤 雄平君		
	小林 元君		
	佐藤 道夫君		
	齋藤 効君		
	清水嘉与子君		
	椎名 一保君		
	鈴木 政二君		
	大脇 雅子君		
	勝木 健司君		
	神本美恵子君		
	郡司 彰君		
	桜井 新君		
反対者氏名	大塚 耕平君	大淵 紗子君	渡辺 孝男君
	岡崎トミ子君	田 英夫君	
	佐藤 道夫君	岩本 荘太君	
	齋藤 効君	山本 正和君	
	西川きよし君		
	角田 義一君		
	シルギ・マルティ君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		
	辻 泰弘君		
	谷 博之君		
	高橋 千秋君		
	中島 章夫君		
	長谷川 清君		
	平野 貞夫君		
	中島 章夫君		

官 報 (号外)

明治  
三二  
種郵便物認可日

平成十六年四月十六日 参議院会議録第十六号

発行所  
二 東京市  
一 独立行政法人  
四 番地  
都 港区虎ノ門四丁目  
五 二五  
四 行政法人  
三 独立印刷局  
二 本部  
一 二三〇円  
四 二二〇円

電話  
03  
(3587)  
4294

定価  
(本体